平成２７年度

青雲寮生寮則

－明るく充実した寮生活を送るために－

鹿児島水産高校　青雲寮

鹿児島県立鹿児島水産高等学校

〒 898-0083　枕崎市板敷南町６５０番地　℡ 0993-76-2111（代）

青雲寮　枕崎市板敷南町６５０番地　℡ 0993-76-3627（舎監室）

「青雲寮」入寮にあたって

平成２７年度の青雲寮

１　青雲寮は，学校の管理のもと寮生会の自主的な活動により運営されます。

＜舎　監＞　学校側から生徒の指導係として舎監１０名

福留 真吾（情報通信）　溝端 祐樹（栽培工学）　成田 智春（体　　育）
今井 理文（数　　学）　九鬼 功二（機　　関）　宮原 英昭（体　　育）
中窪　 寿（体　　育）　上野 一也（食品工学）　山下　 寛（食品工学）
田代 康博（情報通信）

＜養　護＞　寮生の保健衛生について指導を行う。

田原 芽衣（養護教諭）

＜会　計＞　寮に関する会計業務を行う。

上 俊一郎（事務職員）

＜寮　監＞　学校側から生徒の世話役として寮監２名

板敷 兼治，白石大樹

寮　生　会　五　役

寮生の中より寮長・副寮長・生活部長・総務部長・環境部長を選出し，寮生会の自主活動を取り仕切ります。新年度，舎監長より任命されます。

＜寮　　長＞ 鴨川 総一郎　＜ 副寮長 ＞ 飯山 嵐太郎　浜崎 海志
＜生活部長＞ 稲村 勇太　＜総務部長＞ 島袋 晃一　＜環境部長＞ 橋村 一輝

２　寮生活の規律については，「青雲寮生寮則」に掲げられているとおりです。
寮規則が守られなかったり，他の寮生に悪影響を与えると判断される場合は，退寮を命ずることがあります。

３　手紙・荷物・送金の方法について
送り先　〒８９８－００８３　枕崎市板敷南町６５０番地　青雲寮
〇〇〇〇〇〇様　（宛名にはクラス名，生徒氏名を書く）
郵便類は，学校の事務室で受け取り，当日の舎監より本人に直接手渡します。
現金等は必ず「現金書留」または，「電信為替」を利用して下さい。
※上記以外の送金によるトラブルには一切責任を負いません。

４　貴重品・現金の保管について
寮内における生徒室内での盗難については，全ての責任を負いかねます。**現金などの貴重品は金庫で預かり**，各人の預金台帳を作成し保管しますので御利用下さい。
また，個人用ロッカーを各階へ設置してありますので，**貴重品の管理を徹底**して下さい。

5　電話連絡について

ア　舎監・寮監・生徒への連絡

緊急時の連絡・舎監・寮監への連絡用として次の電話がありますので御利用ください。ただし，緊急の場合を除いて，２２：００までとします。

０９９３－７６－３６２７（舎監・寮監室）

（※２１：００～２２：００は学習時間です。この時間帯はなるべくご遠慮下さい。）

イ　携帯電話について

携帯電話の持ち込みについては許可しています。マナーを守り，他人の迷惑にならないよう注意して下さい。また，トラブル防止の観点から**フィルタリングの設定**を必ずして下さい。ただし，登校時は寮外への持ち出しが禁止されています。

6　帰省・帰寮について

ア 例年，新１年生については家庭訪問開始までの間，生活に慣れて貰うために原則帰省を許可していません。

イ 帰省を希望する場合，**帰省２日前までに所定の「帰省届け」**用紙に帰省の理由・帰省先・帰省日時・帰寮日時等，必要事項を明記した後，寮監に提出し，許可を得た後でなければ認められません。

※　帰省した際に，必ず保護者の方で**「保護者記入欄」**の用紙に記入していただき帰寮した日に寮監に提出するようにして下さい。（未提出が度重なると指導を受ける場合があります）

ウ 帰寮時刻（第２条②）に遅れるときは，舎監又は寮監宛に**必ず保護者から連絡をしてください。**

7　保護者との連絡について

誓約書に書かれた保護者に連絡いたします。

8　寮への自転車・バイクの持ち込み・使用は禁止しております。

この件に関するトラブルについても一切責任は負いません。

9　寮費の納入について

寮費は**毎月１５日まで**に引き落とされるよう入金して下さい。

（手数料が 10 円必要です）

※１～２ヶ月滞納で督促状を送付および退寮勧告，**「３ヶ月滞納で退寮」**となりますので，納入期限には十分ご注意ください。

青雲寮生寮則

鹿児島県立鹿児島水産高等学校
青　雲　寮

第１条　役員及び任務に関する寮則

役員として寮長（１名），副寮長（２名），生活部長（１名），総務部長（１名），環境部長（１名）部屋長（２２名）を置く。

寮　　長：集団生活の指導，寮内の行事の企画，集会の司会，寮生の動静把握，風紀の取り締まり，施設設備の管理，営繕その他寮に関する全て留意し，異常があれば学校に報告，連絡を行う寮生代表としての役割を担う。

副 寮 長：主に寮内の行事（青雲カップ，クリスマス会など）の企画を行い寮長を補佐する。寮長不在の時はその任務を代行する。

生活部長：風紀の取り締まり，寮則の遵守について統括するとともに，学習時間の充実を図り，寮長を補佐する。寮長，副寮長不在の時はその任務を代行する。

総務部長：寮内備品の在庫状況・管理，レクリェーション行事の企画・運営を行い，寮長を補佐する。

環境部長：寮内装飾等，内外の環境美化に努め，施設設備の管理・営繕を行い，寮長を補佐する。

第２条　帰省・旅行・外泊・外出に関する寮則

①　帰省・受験等で旅行する者は，２日前までに**本人**が所定の用紙に記入の上，担任・舎監の許可を経て寮監へ提出する。

※　無届けによる帰省・旅行者は退寮を含む厳重指導とする。

※　緊急・やむを得ない場合はすみやかに寮監又は舎監・担任に連絡しその指示に従うこととする。

②　帰省・旅行時は**２０：４０まで**に帰寮すること，外出の場合は**１９：３０まで**に帰寮すること。やむを得ず遅れる場合は速やかに寮監・舎監・担任に連絡し，その指示に従う。

③　外泊は予め届け出たところのみとし，必ず電話連絡の取れるところであること。

④　平日の外出は枕崎市内のみとする。また，土日祝の外出は日帰りできる範囲とする。外出する際は必ず寮監又は，寮監へ連絡をすること。

第３条　風紀に関する寮則

寮は生活の場であり，学習の場である。全寮生が互いに慈しみ，励まし合って住みよい環境を作り，学習効果・人間性の向上を図らなければならない。

① 寮の施設・備品は丁寧に取り扱い，紛失・破損した場合は本人の責任において弁償する。
② 寮内ではスリッパを使用し，上履き・下履きの区別を明確にすること。
③ 原則,登下校は制服とする。（ただし,体育実技や各種実習の都合による場合は除く）
④ 話し合いなどを開く場合は事前に舎監・寮監の許可を得ること。

第４条　各部屋の使用に関する寮則

① 部屋内では努めて静粛にすること。
② 部屋を空ける際は，戸締まりを厳重にする。
③ 各部屋での飲食はジュース，菓子・パン類，果物類のみとする。
④ 鍵を紛失した場合は，速やかに申し出ること（本人の責任で弁償）
⑤ 他人の物品は無断で使用しない。
⑥ お金・貴重品は貴重品ロッカーで管理すること。

第５条　寮内での生活に関する寮則

① 日課に定められた生活時間帯を遵守すること。特に就寝時間・起床時間・各点呼は厳守。
② テレビ視聴については２２：４５までととする。（学習時間は禁止）
③ 面会室の利用については，平日は２０：４５まで，金・土・祝日前日は２２：４５までとする。
④ 昼食が終わったら速やかに登校すること。
⑤ 定期考査期間中の学習時間・延灯については別途指示する。
⑥ 自由時間中は各部屋，食堂等で学習中の者の邪魔にならぬよう配慮する。
⑦ 携帯電話は学校へ持ち込まず，寮内での使用については２２：４５までとし，登校時に他の貴重品と共に貴重品ロッカーへ預ける。
⑨ 各部屋の中に病気その他，特に変わった事情が発生したときは，本人または部屋長は速やかに舎監・寮監に申し出て指示に従うこと。
⑩ 感染症（インフルエンザ，感染性胃腸炎等）の疑いのある生徒は診断書を取得後，速やかに保護者の元へ帰省させる。

第６条　食事に関する寮則

① 食事時間は次の通りとする。時間を厳守すること。
朝食　７：１５～　７：４５までとする。
昼食　１２：４０～１３：１５までとする。（但し，行事等により変更もある）
夕食　１８：００～２０：００（但し，部活動等で遅くなる生徒については，この時間以降も食事はできるが遅くとも２０：４５までとする）
夜食　２２：４５までに，食堂でとること。
② 食堂には必要に応じて弁当を注文することができる。その場合，弁当申込書に必要事項を記入の上，３日前の正午までに，寮監・舎監へ提出すること（締切り後の追加注文や，申込書提出後の取り消しはできない）
③ その他食堂利用に関するマナー等は別途定める。

第７条　日課に関する寮則

① 日課に関する寮則は以下の通りとする。《平常時》

午 前		午 後	
6:45	起床	16:00	寮解錠
7:00 ～ 7:05	点呼	17:30 ～ 20:45	風呂・夕食・自由時間
7:10 ～ 7:20	掃除	21:00 ～ 21:05	点呼
7:10 ～ 7:45	朝食	21:05 ～ 22:00	学習時間
7:45 ～ 7:55	登校準備	22:00 ～ 22:55	自由時間
7:55 ～ 8:00	登校	23:00	点呼・消灯・就寝
8:15	登校完了	23:00	食堂閉鎖
8:30	寮施錠	0:00	洗濯場閉鎖・学習室消灯

※入浴は，部活動等特に用事がない場合は 19:00 までに済ませること

定期考査期間中・考査１週間前～　午後	
17:30 ～ 19:55	夕食・風呂
20:00 ～ 21:55	学習時間
22:00	点呼
23:00	点呼・消灯・就寝
1:00（原則）	学習室消灯

※平日の門限は１９：３０とする。
（20:45 までに風呂・食事をすませるため）
※点呼は５分前集合完了

第８条　寮費に関する寮則

①　入寮時に入寮費 10,000 円を納入する。

②　寮費は月額 40,000 円（食費 33,000 円　管理費 7,000 円）とし，必ず毎月１５日までに納入すること。（手数料が 10 円必要）また，長期休業中については管理費 7,000 円のみを徴収する。

③　一旦納入した寮費の払い戻しはしない。

④　乗船実習期間中や長期入院等により１ヶ月の間，全く食事をとらなかった月については食費を徴収しない。但し，管理費 7,000 円は徴収する。

⑤　食費の欠食調整は，食事停止願が受理された場合に限り，出停等の公欠の場合は，１日（３食連続）以上，その他の場合は３日（９食連続）以上から対応する。（※ただし，長期休業中は欠食調整対象外とする）。

⑥　寮費を３ヶ月滞納した者については，退寮を命ずる。

第９条　寮生活における禁止事項

（１）　トラブルを防ぐための禁止事項

①　金銭（貴重品）・衣類等の貸借や強要

②　他人部屋への無断入室

③　後輩に対する個人的な説教

④　他者のベッドでの就寝

⑤　自転車・単車等の乗り物の持ち込み及び利用

⑥　学校内への携帯電話の持ち込み

（２）　防火・衛生上の禁止事項

①　高熱を発する物の持ち込み（例．暖房器具，ケトル，ドライヤー，ヘアアイロン）

②　動物等の飼育

③　食堂以外での食事（第 4 条③は除く）［夜食は必ず食堂でとること］

④　寮設備における工作や付設

（３）　風紀上の禁止事項

①　学生としてふさわしくない物品・図書等の所持

②　学習時間中の携帯電話・ゲームの使用，漫画・雑誌等の閲覧

③　麻雀，花札

④　眉をいじるカミソリ・ピンセット等の持ち込み

⑤　ナイフやエアガン等の危険物の持ち込み

⑥　大音量を発する音楽機器の持ち込み

⑦　上記以外で，公衆衛生・公序良俗に欠く行為や物品の持ち込み

（４）　寮運営上の禁止事項

①　代引き取引

②　出前による飲食

第１０条　寮則違反の生徒に対する指導措置

１　寮則に違反した生徒，または非行傾向にある生徒があるときは，舎監・寮監が協議のうえ指導する。ただし，寄宿舎のみの問題におさまらず学校教育上問題のある場合は，学校長・正・副・担任及び生徒指導係などと協議のうえ，学校・寮または家庭において特別指導を行う。ただし，改しゅんの情が表れ，指導効果が顕著であると認められるに至ったときは，特別指導を解除する。また，問題行動の種類，内容，程度に応じ（舎監会議及び生徒指導部との協議の上）家庭へ帰す。

２　学校内で指導を受ける生徒は，本校の生徒指導方針に従い，指導を受ける。また，同時に寄宿舎内においても舎監・寮監による指導を忠実に履行するものとし，特別室にて活動を行うものとする。なお，当該指導期間中，携帯電話は保護者へ連絡をする場合を除き，舎監・寮監へ預けるものとする。

３　寄宿舎のみによる指導を行う場合は舎監会議で協議のうえ，舎監・寮監による指導を行う。ただし，寮則違反の生徒に対する指導措置は，以下の規定により指導する。

４　指導措置（内容）は原則として次のとおりである。

（１）作業３～５日

（ア）就寝時間以降の部屋移動（受け入れた部屋の寮生も含む）

（イ）度重なる点呼欠席・遅刻

（ウ）公共物破損・工作・付設行為等

（エ）無断外出

（オ）禁止物品の持ち込み（暖房器具，ＤＶＤプレイヤー，火気物など）

（カ）校内への携帯電話持ち込み

（２）反省文

次の事項に該当するものは，反省文（行為・反省・誓い）を書き，舎監・寮監の指導を受ける。

（ア）門限違反（但し，保護者によりその旨の連絡があった場合は認める）

（イ）寮への自転車・バイクの持ち込み

（３）寮内特別指導

次の事項に該当する行為を行った生徒は，特別室にて指導を受けるものとし，舎監及び寮監による指導を忠実に履行しなければならない。なお，当該指導期間中，携帯電話は保護者へ連絡をする場合を除き，舎監・寮監へ預けるものとする。

また，寮内特別指導期間中に一度は帰省し，保護者に日誌を確認させるものとする。

①　有期（３～５日）・帰省禁止（２週間）・寮内清掃・学習指導

（ア）上記（１）又は（２）の行為が度重なるとき

（イ）無断帰省
（ウ）無断外泊（届出場所以外の宿泊を含む）
（エ）他人の食事を食べたとき
（オ）インターネット上における不適切な書き込み

②　有期（７日）・帰省禁止（４週間）・寮内清掃・学習指導

（ア）上記（３）の①の行為が度重なるとき

③　無期（１０日以上）・寮内清掃・帰省禁止・学習指導

（ア）上記（３）の②の行為が度重なるとき
（イ）窃盗・万引き

④　喫 煙／飲 酒 についての指導

（ア）　寮内・校内での喫煙／飲酒
寮内・校内を含む学校管理下の敷地内において，喫煙および飲酒の事実があった場合，即時，退寮を命ずる（※喫煙具・酒類の所持も同等とする）。

（イ）　同席および寮外・校外での喫煙／飲酒
寮外及び校外における喫煙・飲酒の事実（所持も含む）があった場合，または寮内外問わず喫煙・飲酒に同席していた場合は，その回数に応じて次の指導を行う。

＜１回目＞　保護者召喚，指導日誌及び寮内清掃・学習指導７日間，帰省禁止４週間（ただし，指導期間中に一度は帰省させて保護者に日誌を確認させる）
※ ただし，状況によっては１回目でも退寮を勧告する場合がある。

＜２回目＞　**退寮を命ずる。**

（ウ）　喫煙／飲酒の疑いのある生徒
状況に応じて**所持品確認や指導**を行う。

（４）退　寮

（ア）寮内・校内を含む学校管理下の敷地における，喫煙および飲酒
（イ）問題行動の程度の著しい生徒，または度重なる生徒
（ウ）素行不良で舎監・寮監の指導に従わず，改善の見込みがないと認められる生徒
（エ）寮内の秩序を乱し，寮運営に重大な支障をきたし，寮生の本分に反した生徒
（オ）悪質な暴力・いじめ・金銭・物品強要行為を行う生徒
（カ）許可無く部外者を寮内に立ち入らせ，また，不純異性交遊の疑いがあった場合かつ，それをほう助した場合
（キ）深夜の無断外出および徘徊

（５）その他
（１）～（４）に該当しない事象に関しては，舎監会議にて審議する。

第１１条　改　廃
以上の指導措置の改廃は，舎監会議で審議の上，学校長が決定する。

寮生会の取り決め事項

◎生活一般

・大きな声で挨拶をする。（食堂，風呂，舎監・寮監室，学校等どんな場所でも，大きな挨拶を心がける）
・先生，先輩には正しい敬語を使って話す。
・外出するときは先輩に一言伝える。
・帰寮の門限を守る。
・釣りは必ず複数で行くこと。
・スリッパをすって歩かない。
・スリッパはきれいに並べ，先輩のスリッパも整える。（各部屋，学習室，風呂場等）
・舎監・寮官・先輩が通る時は道を空ける。
・私用放送を多用しない。（必要なときだけ）
・廊下で大声を出さない。
・歯磨きをするときは洗い場をむやみに離れない。
・Ｔシャツは目立たない色のＴシャツ。

◎各部屋のマナー

・椅子が空いていなかった場合は先輩に譲る。
・部屋入室時は，必ずノックして誰なのかを伝えてから入る。
・ゴミを部屋に溜めない。
・休養室や学習室，ＴＶやパソコンの使用は先輩優先。

◎点　呼

・点呼は全員出席する。よほどのことがない限りは点呼欠席はしない。
・点呼の５分前には整列し，集合を完了する。
・点呼に遅れるときには，必ず舎監・寮監，同部屋の人に連絡を入れる。

◎食　堂

・食堂では食堂の管理人（まかない人）の指導に従う。
・入出時は大きな声で挨拶をする。
・寮のご飯は残さない。
・食堂の食器や箸を持ち出さない。
・目上の人が入出するときは先に行ってドアを開ける。
・おかずを取るときは先輩優先。
・夕食の食器は自分で洗う。

◎風呂場

・風呂場は，全員が使う施設なのでいつも綺麗にする。
・スリッパは端の方に並べる。
・更衣の際はカゴを使う。
・洗濯のとき，風呂場で時間つぶしをしない。
・風呂場を出る時「ありがとうございました」と言う。

◎学　校

※青雲寮生はきちんと校則に従い，他の生徒達の模範となることを心がける。
そのために，校内において以下のことを守る。

・先生・先輩が見えたら聞こえる声で挨拶をする。
・教科書を机の中に置いたままにしない。
・授業中に寝てはいけない。
・校舎の中を走らない。
・スリッパをすって歩かない。また，靴のかかとを踏まない。
・全体朝礼の時は全員帽子をかぶる。
・登下校時に横３列以上並んで歩かない。
・通学生の弁当等を食べない。

◎１年生の仕事

・朝の掃除
・週番業務（食事の準備・片付け，風呂当番）
・同部屋の人達の洗濯
・部屋の掃除，ゴミ捨て

※まずは，以下のことから行うこと

①　先輩達の名前を覚えて，「～～さん」と名前で呼ふこと
②　青雲寮伝統の歌を覚えること
（「水産高校校歌」「おいらの船は３００トン」・「水産放浪歌」など）

◎２年生の仕事

・朝の掃除
・週番業務の指導
・部屋の掃除，掃除の指導
・寮内でのマナー等を１年生に指導する
・先輩の名前を教え，覚えさせる
・歌の指導

◎３年生の仕事

・朝の掃除
・毎日の週番業務（各部屋の見回り，掃除状況のチェック等を点呼時に報告する）
・行事等の企画立案
・行事等で１・２年生に対する指示・指導
・舎監・寮監との連携